

デジタル田園都市国家構想交付金

(地方創生推進タイプ(先駆型、横展開型、Society5.0型)及び地方創生拠点整備タイプ(令和6年度当初予算分))を活用する事業に係る地域再生計画の認定申請受付について(第70回地域再生計画認定申請受付)における主な変更点等について

本資料は、第70回地域再生計画の認定申請に係る事前相談及び認定申請受付における主な変更点等について概要をまとめたものです。

認定申請における申請書類関係

地域再生法第5条第15項第3号基準への適合を確認するために、「第3号基準適合確認表(申請様式05_01)」を新たに追加しました。

地域再生計画の認定を受けた後、地域再生計画に基づく事業が確実に実行に移され、地域再生が図られることを確認するため、事業主体の特定状況等について回答を行ってください。

地方版総合戦略関係

デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ(先駆型、横展開型、Society5.0型)及び地方創生拠点整備タイプ(令和6年度当初予算分))(以下、これらを総称して「本件支援措置」という。)を活用する地域再生計画の認定申請時の注意点

認定申請に当たっては、各地方公共団体において策定する地方版総合戦略(以下「戦略」という。)を認定申請書類として提出していただく必要がありますが、第70回認定回(以下「本認定回」という。)の認定申請受付期間から本件支援措置を活用する事業の開始日(以下「事業開始日」という。)までの間に、現行戦略が改訂される場合は、事業開始日(交付金については交付決定日)において効力のある次期戦略の案を認定申請書類として提出してください(次期戦略の案の策定が認定申請日に間に合わない場合は、次回認定回(本件支援措置を受付の対象とする次回以降の直近の認定回)で変更認定申請を行ってください。)。

なお、本認定回において、提出予定の戦略が読替え通知等により延長し、戦略自体の記載変更を行わなかった場合は、戦略と併せて当該読替え通知等を提出してください。